

## 果樹品種ロゴマーク等の使用に係る管理要領

### (趣旨)

第1条 本県果樹のブランド力向上と生産振興を図るため、沖縄県農林水産部園芸振興課果樹班で制作したロゴマーク等(以下「制作物」という。)の使用に関して、必要な事項を定める。

### (使用の許諾の申請)

- 第2条 本制作物の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、使用許諾申請書(様式第1号)を沖縄県農林水産部園芸振興課長(以下「管理者」という。)あてに提出しなければならない。
- 2 管理者は、申請者に対し、前項の使用許諾申請書を審査するのに必要な範囲で、資料の提出を求めることができる。
  - 3 管理者は、申請者から、前項の資料の提出を求めた日から7日以内に資料の提出がされないときは、第1項の使用許諾申請書による使用許諾の申請を却下できる。

### (使用の許諾等)

第3条 管理者は、前条の申請書にかかる申請内容を審査し、その内容が次の以下のいずれかに該当する場合を除き、使用許諾通知書(様式2)により、申請者に対し、本制作物の使用を許諾する旨を通知するものとする。

- (1) 沖縄県の品位を損なう、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 第4条の遵守事項にしたがって使用しない、または使用しないおそれがあるとき。
- (4) 前1号から3号に掲げるもののほか、管理者が許諾することが不相当と認めるとき。

### (遵守事項)

第4条 前条の使用許諾を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、以下の各号の条件を全て遵守すること。

- (1) 別で定める「沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領」を遵守すること。
- (2) 本制作物は使用許諾を受けた内容以外に使用しないこと。
- (3) 本制作物にみだりに加工または編集を加えないこと。
- (4) 本制作物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 本制作物を自己の商標または意匠の全部または一部として知的財産権を取得しないこと。
- (6) その他管理者が必要と認める事項

### (事故、苦情等の処理)

- 第5条 本制作物の使用により発生した事故又は消費者もしくは取引者からの苦情については、使用者が誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。また、当該事故または苦情の内容及びその対応の詳細は、速やかに、管理者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、使用者が本制作物を使用することで、使用者に損害等が生じた場合は、一切の責任を負わない。
  - 3 使用者は、本制作物を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、当該第三者に対し、一切の責任を負う。
  - 4 使用者は、本制作物を使用することで、管理者に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

### (使用料)

第6条 使用料は無料とする。

### (経費等の負担)

第7条 県は、使用者に対し、この要領による使用許諾申請に要した費用及び使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(許諾の中止)

第8条 管理者は、使用者が本要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、使用者に対し、弁明の機会を与えたうえで、許諾中止通知書(様式第3号)を通知し、本制作物の使用中止を求めることができる。

2 前項の許諾中止通知書による本制作物の使用中止の効力は、管理者が当該通知書を通知した日の2週間後から生じるものとする。

3 管理者は、使用許諾中止通知書を通知した使用者が、当該通知書を通知した日から2週間を経過した後も、本制作物の使用を中止しない場合には、必要に応じて、警告や使用した制作物の回収等の措置を講じることができる。なお、管理者は、当該措置により、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年12月13日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

【送付先】 沖縄県農林水産部園芸振興課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2  
FAX 番号：098-866-2266  
メール：aa049000@pref.okinawa.lg.jp

### 制作物使用等許諾申請書

年 月 日

沖縄県農林水産部園芸振興課長 様

(申請者)

住所(所在地)	
企業・団体名	
代表者職・氏名	

みだしのことについて、果樹品種ロゴマーク等の使用に係る管理要領(以下「本要領」という。)第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に際しては本要領を遵守します。

制作物名		
使用内容 (該当箇所に☑チェックする)	<input type="checkbox"/> ポスターやチラシ等、広報・印刷物 <input type="checkbox"/> 果実・包装資材への貼付 <input type="checkbox"/> その他( )	
業種・業態 (該当箇所に☑チェックする)	<input type="checkbox"/> 生産者・生産者団体 <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> その他( )	
問合せ先	所属	
	氏名	
	TEL・FAX	
	E-mail	

#### 【遵守事項】果樹品種ロゴマーク等の使用に係る管理要領第4条

- 1 別で定める「沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領」を遵守すること。
- 2 本制作物は使用許諾を受けた内容以外に使用しないこと。
- 3 本制作物にみだりに加工または編集を加えないこと。
- 4 本制作物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 5 本制作物を自己の商標または意匠の全部または一部として知的財産権を取得しないこと。
- 6 その他管理者が必要と認める事項

年 月 日

(申請者氏名) 様

沖縄県農林水産部園芸振興課長

制作物使用許諾通知書

年 月 日付で使用許諾申請のあったことについて、次のとおり許諾しますので、「果樹品種ロゴマーク等の使用に係る管理要領」の各規定に基づき、適切に使用して下さい。

- 1 制作物名:
- 2 使用内容:

**※要領第4条【遵守事項】**

- 1 別で定める「沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領」を遵守すること。
- 2 本制作物は使用許諾を受けた内容以外に使用しないこと。
- 3 本制作物にみだりに加工または編集を加えないこと。
- 4 本制作物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 5 本制作物を自己の商標または意匠の全部または一部として知的財産権を取得しないこと。
- 6 その他管理者が必要と認める事項

様式3(第8条関係)

年 月 日

(使用者氏名) 様

沖縄県農林水産部園芸振興課長

制作物許諾中止通知書

果樹品種ロゴマーク等の使用に係る管理要領第8条の規定により、 年 月 日付で  
許諾した制作物の使用について、下記の理由により許諾を取り消します。

記

- 1 使用者
- 2 許諾を中止する制作物名
- 3 許諾を中止する理由